

非常変災その他緊迫事態における非常措置

滋賀県立伊香高等学校

「特別警報」・「暴風を含む警報」の発令時における措置

- ①午前6時に、県内全域または、県内のどこかの地域において、「特別警報」、「暴風を含む警報」が発令中の場合は、自宅待機とし、警報が解除されしだい登校すること。
- ②午前10時に、なお県内全域または、県内のどこかの地域において、「特別警報」、「暴風を含む警報」が発令中の場合は、臨時休業(自宅学習)とする。
- ③その他の警報(大雨、洪水、大雪等の警報)の場合は、学校から特別に指示がない限り、授業を行うので、安全面に注意しながら登校すること。
- ④JRが運休し、通常の通学方法で登校できない場合は、自宅待機とする。運行が再開された場合は、安全かつ支障のない方法で登校すること。
- ⑤自分が住んでいる地域に、警戒レベル4(避難指示)以上が出ている場合は、登校を控え、身の安全を確保すること。
- ⑥部活動や補習についても上記のとおりとする。

※生徒の皆さんには、teamsで、保護者の方にはClassiで
連絡をします。